

水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、水俣市を運行するコミュニティバス（みなくるバス）に、運行状況を可視化するシステムの導入及び導入後の運用保守業務を委託する事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム導入事業

(2) 事業目的

- ① バス停毎の乗降客数等のデータを取得することにより、将来的な路線の再編・見直しの検討材料とする。
- ② 運行管理画面からバスの走行位置等をリアルタイムに把握することで、利用者からの問い合わせや緊急時の迅速な対応を可能とする。

(3) 事業内容

別紙「水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム導入事業委託仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

- ①水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム導入業務
契約締結日から令和9年3月31日まで
- ②水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム運用保守業務
導入完了日から令和9年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

- ①水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム導入業務
3,758,000円
- ②水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム運用保守業務
426,000円

※令和8年9月1日からの運用を想定。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、本要領を遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 国、県、市等において指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 過去5年以内に国又は地方自治体において、同種の業務又は類似する業務を行った実績があること。

4. 実施スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和8年6月 5日（金）
質問書提出期限	令和8年6月15日（月）
質問回答期限	令和8年6月19日（金）
参加表明書等提出期限	令和8年6月26日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年7月 3日（金）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和8年7月10日（金）
審査結果通知	令和8年7月14日（火）
契約締結日	令和8年7月下旬

5. 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限
令和8年6月15日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法
質問書（様式1）に質問内容等を記載し、電子メールで提出すること。
電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信後は必ず電話により受信確認を行うこと。
- (3) 提出先
水俣市地域振興課（kikaku@city.minamata.lg.jp）
- (4) 回答方法
質問内容及び回答を取りまとめて、令和8年6月19日（金）までに、市ホームページ上で回答する。

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出先

水俣市地域振興課

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

(4) 提出書類

書類名	様式	備考
参加表明書	様式2	1部
誓約書	様式3	1部
役員一覧	様式4	1部
会社概要	任意様式	1部 ※パンフレット等でも可
直近3年分の決算資料	貸借対照表、損益計算書等	1部
国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書	国及び地方公共団体から発行される証明書	各1部 ※3か月以内に発行されたものであること。
業務実績調書	様式5	1部 ※契約書又は契約を履行したことがわかる書類の写しを添付

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出先

水俣市地域振興課

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

(4) 提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。紙媒体で正本1部、副本として電子記録媒体に格納した電子データ1部を提

出すること。

書類名	様式	備考
企画提案書	任意様式	
業務実施体制調書	様式6	
業務工程表	任意様式	
見積書及び積算内訳書 (業務委託期間)	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入業務及び運用保守業務についてそれぞれ作成すること。 ・消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込みで記載すること。 ・金額が本要領に定める提案限度額を超えてはならない。
見積書及び積算内訳書 (令和9年度)	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度における運用保守業務について作成すること。 ・消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込みで記載すること。

(5) 提案事項

企画提案書については、仕様書及び「10.(2) 評価基準」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って作成すること。

(6) 企画提案書等の作成方法及び提出方法

- ①提出書類はすべてA4版又はA3版で作成すること。A3版で作成する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ②企画提案書の正本は、両面印刷とし、表紙、目次、ページ番号を付けること。
- ③提出書類の正本は、A4サイズのファイルに企画提案書、業務実施体制調書、業務工程表、見積書及び積算内訳書(業務委託期間)、見積書及び積算内訳書(令和9年度)の順で綴じ、ファイルの表紙及び背表紙には、業務名と事業者名を記載して提出すること。また、副本として提出する電子記録媒体にもラベルを貼り、業務名と事業者名を

記載して提出すること

8. 辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「13. 担当部署」に電話連絡の上、辞退届（様式7）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

9. プレゼンテーション及び質疑応答

（1）開催日程

令和8年7月10日（金）※開催時間については、別途通知する。

（2）開催方法

- ①1 提案者当たりの時間は、30分（プレゼンテーション、デモンストレーションを併せて20分、質疑応答10分）以内とする。
- ②出席者は3人以内とし、うち1人は本件を主に担当する者とする。
- ③プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に行うこと。
- ④提案者には、集合時間等を記した開催通知を事前に送付する。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機材は、提案者側で用意すること。なお、液晶モニター（65型）及びHDMIケーブルについては、市で用意する。
- ⑥応募事業者が多数の場合、事前に企画提案書の書類審査等を行い、優良提案を3者程度選定し、プレゼンテーションを行う場合がある。

10. 受託候補者の選定

（1）選定方法

- ①企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえて、
（2）評価基準に基づき、「水俣市コミュニティバス運行状況可視化システム導入事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。
- ②選定委員会の審査結果に基づき、評価の合計が最も高い者を受託候補者、次に高い者を次点者として選定する。
- ③本業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」を設け、各委員の評価点満点の合計の6割に満たない場合は、その提案は不採用とする。

（2）評価基準（評価点合計100点）

- ①企画提案内容（55点）
- ②実施体制・実績（15点）
- ③業務実施計画（10点）
- ④運用・保守（10点）
- ⑤プレゼンテーション評価（5点）

⑥価格評価（5点）

評価項目	評価基準		内容	配点
① 企画提案内容	(1)	システム機能	位置情報・乗降データの取得方法、自動化の有無、リアルタイム性能（更新頻度・遅延）を含む仕組みの有効性・信頼性	15
	(2)	データ活用性	路線再編や利用分析に資する機能・分析の充実度	15
	(3)	操作性・UI	管理者にとっての操作性、視認性、使いやすさ	10
	(4)	運転士の負担軽減	操作の簡便性、安全性への配慮、業務負荷の軽減	10
	(5)	独自提案・拡張性	将来的な機能拡張性、他システム連携、付加価値提案	5
② 実施体制・実績	(1)	類似業務実績	自治体等における同種又は類似業務の実績	5
	(2)	実施体制・意欲	体制の適切性、役割分担、業務への取組姿勢・意欲	5
	(3)	業務担当者の経験・実績	本業務に従事する担当者の経験、スキル、実績	5
③ 業務実施計画	(1)	実施工程の合理性・実現性	スケジュールの具体性、実現可能性、リスク管理の妥当性	10

④ 運用・保守	(1)	保守体制・障害対応等	保守内容、障害時対応、セキュリティ対策の適切性	10
⑤ プレゼンテーション評価	(1)	説明力・対応力	説明の分かりやすさ、質疑応答の的確性	5
⑥ 価格評価	(1)	提案に対する見積金額の妥当性	システムの導入業務及び運用保守業務に係る見積金額の妥当性	5

(3) 失格事項

企画提案書を提出した提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない者
- ②提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- ③見積書の金額が「2.(6) 提案限度額」を超過した場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤プレゼンテーションに出席しなかった場合
- ⑥選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑦その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年7月14日(火)に提案者全員に通知する。また、受託候補者については、市ホームページで公表する。

なお、審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じない。

1.1. 契約

(1) 審査により受託候補者に選定された事業者と本市で、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議を行い、協議が整った時点で随意契約により契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部が変更になる場合がある。

(2) 辞退その他の理由で契約ができなくなった場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

1.2. その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しないものとする。

1.3. 担当部署(提出・問い合わせ)

水俣市総務企画部地域振興課地域振興係

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

電話 0966-61-1607

FAX 0966-63-5547

メールアドレス kikaku@city.minamata.lg.jp